

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	領海の幅に関する最近の動向について
Sub Title	The breadth of the territorial sea in changing international law : in connection with the draft articles submitted by the United States in 1971
Author	中村, 洸(Nakamura, Kō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.2 (1972. 2) ,p.105- 129
Abstract	
Notes	峯村光郎教授 退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0105

領海の幅に関する最近の動向について

中 村 洸

- 一 序にかえて
 - 二 第一次・第二次海洋法会議における領海の幅の統一化への試みとその後
 - 三 領海十二カイリへの統一化の試み
 - 四 領海の幅、海峡及び漁業に関するアメリカの条約案（一九七一年）について
 - 五 結びにかえて
- 附・参考資料・米國が、一九七一年七月三〇日付國連の委員会に提出した、領海の幅員、海峡及び漁業に関する条約案（仮訳）

一 序にかえて

領海三カイリの原則と公海の自由なかならずく公海漁業の自由の原則とは、一九七〇年代の国際社会において、その一般的妥当性を失いつつある。領海の幅を一定のカイリ数で国際的に統一しようとする公的企ては、一九三〇年以來三度行なわれた。一九五八年の第一次海洋法会議は、国際法委員会の領海の幅に関する条文を考慮しながら、その討議を三カイリから開始した。一九六〇年の第二次海洋法会議は、第一次会議の審議状況を考慮して、その討議を六カイリから開始した。ジュネ

ワウ会議以後、一〇年、未解決のままに止められてきた領海の幅の問題が、再び国際的に統一されるための準備が進められている。

第二五国連総会の決議二七五〇Cは、一九七三年に海洋法会議を開催することを予定している。海洋法会議開催に関するこの国連決議は、海洋圏の諸問題が、密接に相互に関連しており、かつ全体として考慮されるべき必要のあることを強調している。またこの決議は、一九七三年の会議が包括的な議題をあつかう意味あいにおいて、次のような議題を例示している。

国の管轄権の限界をこえる海底の区域およびその資源のための公平な国際的レジームの設立——国際マシナリーを含む——、その区域の正確な定義、ならびに、公海、大陸棚、領海その幅の問題と国際海峡の問題を含むおよび接続水域、漁業及び公海の生物資源の保存（沿岸国の優先権の問題を含む）、海洋環境の保存（なにかんすく汚濁の防止を含む）及び科学的リサーチの諸制度に関する諸問題を含む広汎な関連問題。

今日、領海の幅の問題は、海洋法の他の諸問題ときりはなして論ずることのできない状況におかれている。第一次海洋法会議以前には、領海の幅は、主として、安全保障と通航を主たる要因として決定されようとしてきた。第一次・第二次海洋法会議において、領海の幅は、これらの要因に加えて、沿岸海洋資源を考慮しないかぎり、国際的な合意はえられないであろうことを示していた。一九六〇年会議以後、諸国の海洋資源に対する認識と要求は、会議の当時には予測できなかったほど増大した。領海の幅を決定する、安全保障、通航、資源の要因に加えて、最近には環境保全が問題となりつつある。領海の幅の決定において、これらの要因のもつ意味は、時代により、国により異なっている。とはいえ、現在、ほとんどすべての国は、領海の幅の決定に、海の資源の開発・利用問題が、もつとも大きな要因になることを知っている。

ここに二、三年来、アメリカは、領海の幅を十二カイリで統一する努力を続けている。他方、若干のラテン・アメリカ諸国は、二〇〇カイリの海洋主権を主張し続けている。第三次海洋法会議の準備は、拡大海底平和利用委員会⁽¹⁾で現在なお続けられている。一九七〇年七月から八月にかけての、拡大海底平和利用委員会に、アメリカは、領海の幅員、海峡および漁業に

関する条約案を提出した。この提案は、もとより第三次海洋法会議に提出されるアメリカの最終的立場の表明ではない。しかし、この提案は、領海の幅と隣接公海における沿岸国の優先的漁業権の問題に関連して、ジュネーヴ海洋法会議以後形成されようとしてきた、海の国際法の原則の方向を示唆しているように思われる。

本稿は、領海の幅に関する最近の動向について、と題して、領海の幅に関する現状を説明し、領海の幅を統一するための条件を探り、併せてアメリカの条約案について検討してみることにする。

(1) 国の管轄権をこえた海底の平和利用に関する委員会は、八六か国(一九七〇年までは四二か国)に拡大され、第三次海洋法会議の準備委員会の役を担っている。一九七一年三月の委員会で、三つの小委員会が設けられ、第一小委員会は、海底の国際管理の問題、第二小委員会は、領海、公海、漁業、大陸棚の諸問題、第三小委員会は、環境保全、科学調査などの問題を主たる所管事項として審議を進めている。この委員会は、一九七二年以後中国を含まぬ九〇か国に拡大される予定である。

(2) 本稿は、内容的に、筆者の海洋開発と国際連合——海洋法問題をめぐる国連二五年の回顧と第三次海洋法会議への展望——国際法外交雑誌 第六卷第四・五・六合併号所収、領海・その最近の問題 海洋科学 第三卷第二号所収と若干重複するところがあることをお断りしておく。

二 第一次・第二次海洋法会議における領海の幅の統一化への試みとその後

領海の幅を国際的に決めようとする問題は、国際連合が発足して、やがて国際法委員会で取りあげられた。国際法委員会は、一九五一年から一九五六年までの間に、領海、公海、公海漁業資源の保存、大陸棚といった海洋の全般的な問題を検討して、海洋法に関する委員会としての最終報告書を条文の形式においてまとめあげた。しかし、領海の幅に関する問題は、条文として提案することができず、事実の記録に近い表現において、その提案を、次のように記述している。⁽¹⁾

1 国際法委員会は、領海の限界の劃定に関し、国際慣行が一定していないことを認める。

2 国際法委員会は、領海を十二カイリをこえて拡大することを国際法が認めていないと考える。

領海の幅に関する最近の動向について

3 国際法委員会は、領海の幅を前記の限界までとすることに關しては、いかなる決定をも行なうことなく、一方において多数の国が三カイリをこえる幅を定めており、また他方において他の多数の国が自国の領海の幅が三カイリをこえるものでないときは、三カイリをこえる幅を認めていないという点に注目する。

4 国際法委員会は、領海の幅は国際會議で定められるべきであると考える。

この条文に対する註釈^{コメンタリー}において、国際法委員会は、国が、領海の幅を三カイリと十二カイリとの間において拡大するとは国際法に違反するものとは考えていない、と説明している。また委員会は、このような拡大は、それに反対しない国にとつては有効であるが、同時に三カイリをこえる主張には、他の国はそれを認めない権利がある、と説明している。委員会の見解としては、まず十二カイリをこえる領海を国際法は、いかなる事情があろうと認めないことを明らかにしている。次に三カイリの領海は、最小限のものとして認められていることを明らかにしている。更に三カイリをこえて十二カイリまでの領海については、その一般的原则上の評価を未解決としながら、領海の幅の劃定についての國際的有効性の局面から、三カイリをこえた領海に反対しないか認めた国の間では、國際法上三カイリをこえた領海を権利として主張し、反対しなかつたか認めたかの国はそれを尊重する義務がある。しかし、三カイリをこえる領海に反対しまたは認めない国との間では、そのような領海を権利として主張し、義務として受認しなければならぬ關係には立たないことを明らかにしている。國際法委員会は、三カイリをこえて十二カイリまでの領海が、領海三カイリの法原則に違反するものとして、違法の推定をうけるといふ意見を、この条文において殊のほか避けていたことに留意しておく必要があらう。

一九五八年三月から四月にかけてジュネーブで、海洋法會議が國際連合の主權のもとに開かれた。この會議を召集する國連總會の決議は、海洋法の問題の法律的局面のみならず、技術的、生物学的、經濟的、政治的局面に考慮を払うことが強調されていた。領海の幅の問題は、主として法律的局面と政治的局面から論議され、經濟的局面と社会的局面からの検討を充分

に行なうことはなかつた。會議においては、領海の幅を三カイリから十二カイリの間で統一しようとする努力が続けられた。⁽²⁾ アメリカ、イギリス、日本といった、いわゆる海洋国は、討議の出発点を領海三カイリの原則に設定し、できうれば領海の幅を三カイリにおいて国際的な統一を得ようとする立場を主張した。これに対して、ソヴェトは、領海の幅は、十二カイリまでで各国が自由に決定できるようにすべきであるとする立場を主張した。領海をできるかぎり狭く決定すれば、それだけ漁業や艦船の航行にとつて、自由に使用できる公海の部分が広くなる。アメリカは、とくにその軍艦や航空機の活動分野を広げておくことが、西欧諸国の安全保障のうえで最大の重要性をもつことと考えていた。日本は、他国の沿岸に近い漁場で操業する遠洋漁業国という立場において、領海をなるべく狭く決めたいと考えていた。⁽³⁾

対立する三カイリと十二カイリの間で、イギリスは領海を六カイリにおいて統一しようとする妥協案を提出した。この提案をうけて、アメリカは領海を六カイリまでとし、また十二カイリまでの水域で、沿岸国は漁業と生物資源の開発を規制する権利をもつ、ただし、今まで五年間その水域で、外国の国民が漁業に規則的に漁業に従事していたときは、六カイリから十二カイリの間で、その外国の国民は引き続き漁業を行なう権利を認められる、という提案を行なつた。領海と漁業水域を結合させたアメリカの提案は、賛成四五、反対三三、棄権七で、可決に必要な三分の二に足らず否決された。他の諸国の提案もすべて否決された。アメリカ、イギリスなど、領海を六カイリまで譲歩しようとした国々も、提案が否決され、従前の領海三カイリの立場にあることを宣明した。

第一次海洋法會議において、領海の幅を六カイリにおいて統一するための条件は、第一に領海及び接続水域に関する条約・第二四条の接続水域の一般的容認、⁽⁴⁾ 第二に漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約・第六条・第七条の隣接公海における漁業についての、沿岸国の特別利害関係とある条件のもとでの沿岸国の暫定的・一方的保存措置の一般的容認、⁽⁵⁾ 第三に外側六カイリの漁業水域における漁業実績国の操業継続を認めたいうえでの沿岸国の漁業規制権の賦与であつたといえよう。先進

諸国は、領海の幅の問題をこれら三つの条件の枠内の調整によつて達成されるであろうというある種の期待をもちつづけていた。これに対して後進諸国は、沿岸国の優先的漁業権をより積極的に拡大する要求をもつていた。

第一次海洋法会議において、アイスランドは、沿岸国の優先的漁業権をより積極的に認めようとする「沿岸漁業の特殊事情に関する決議案」を提出し、会議は、この決議案を採択した。その決議は、大要次のように述べている。

国民の生計または経済の発展がその沿岸漁業に圧倒的に依存しており、かつ漁業方法が主として小型船による地方漁業に限られている場合には、これらの状態が沿岸国の特別の必要に適した例外的措置を要求していること、そしてこのような特別な例外措置が一般的な規則を補足するものであることを認めて、沿岸国の領海に隣接する公海の水域における一または二以上の魚族の総捕獲高を制限することが保存のために必要であるときは、その水域で漁業を行なっている他のいづれの国も、その国の利益を考慮した上で、その漁業の依存からくる、その沿岸国の優先的要求を認める合意された措置を確立することにより、これらの状態の公正な処理を確保するためその沿岸国と協力すべきである⁶⁾と。

アイスランド提案になる、この沿岸漁業に関する特殊事情に関する決議は、沿岸国の漁業に対する経済依存度、小型漁船による地方漁業の場合に、公海漁業に関する一般原則に対する例外的措置として、依存からくるその沿岸国の優先的要求を認めるような措置を確立するように協力することを勧告している。沿岸漁業に対する経済依存と総捕獲高が限定されている状態は、当時において必ずしも一般的ではなかつた。恐らく、イギリスを除く海洋諸国は、アイスランド漁業は例外という莫然とした観念でこの問題を理解していたように思われる。

第二次海洋法会議は、一九六〇年三月から四月にかけてジュネーブにおいて、八八か国が参加して開かれた。諸国の立場は、第一次会議に表明された立場とほとんど変らなかつた。しかし、西欧諸国は、領海を三カイリとして統一する立場を断念し、領海を六カイリで統一することに全力を捧げた⁷⁾。第一次会議において、カナダは、領海を六カイリとし、またアメリカの案よりも沿岸国に有利な内容の十二カイリの漁業水域を結びつけた提案をもつていた。第二次会議において、アメリカ

とカナダは共同して、領海と漁業水域を結合した案を提出した。この提案は、更に漁業水域に接続した公海水域での沿岸国の優先的漁業権を認める内容をもつた、ブラジル、キューバ、ウルグアイの修正案と合体されて投票に付された。投票の結果は、賛成五四、反対二八、棄権五で、可決に必要な三分の二に一票不足して否決された。一九六〇年の会議において、このような多数の支持をえた提案の内容は、次の通りである。

- 1 国は、その基線からはかつて最大限六カイリまでに、その領海の幅を定めることができる。この条約の適用上、マイルの話は、緯度一度につき六〇分の一ではかられたカイリ（一八五メートル）とする。
- 2 国は、その領海の幅がはかられる基線から最大限十二カイリまでに及ぶ漁業水域をその領海に接する公海に設定することができる。この水域において、国は、漁業及び海洋生物資源の開発に関しては、その領海においてもつと同じ権利をもつ。
- 3 その船が一九五八年一月一日に直ちに先立つ五年間に従つて沿岸国の設定した漁業水域における外側六カイリでの漁業の経験をもつ国は、一九六〇年一〇月三一日から一〇年の間それを継続することができる。
- 4 第三項の規定は、そのために二か国間、多数国間もしくは地域的取決めに入る国々の間では適用がないかあるいは変更される。
- 5 一九五八年四月二九日にジュネーヴで採択された漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約の第九条及び第十一条の規定は、第三項の適用から生ずる紛争の解決に準用される。
- 6 以上の各項の規定にかかわらず、しかし以下の各項に従つて、沿岸国は、次の場合にその排他的漁業水域に接する公海の水域において、優先的漁業権を主張する権能をもつ。その場合とは特別な状況又は事情のために、その水域における公海生物資源の開発が、沿岸国の経済的發展又はその国民の食糧に根本的な重要性をもつことが科学的に立証された時である。
- 7 他のいかなる当事国も前記の主張が一九五八年四月二九日ジュネーヴで採択された漁業及び公海生物資源の保存に関する条約の第九条に規定されている特別委員会によつて決定されることを要請することができる。
- 8 特別な状況又は事情は、次の場合に存在するとみなされる。
 - a. 漁業が、沿岸国の経済發展あるいはその国民の食糧と明らかに相互に関連しており、その結果、その国は、優先権が主張されている水域における公海生物資源に著しく依存しているとき
 - b. 第五項の条約の規定に従つて、その水域における魚の一又は二以上のストックの全漁獲量を制限することが必要になつたとき

9 委員会は、沿岸国と関係漁業国の両者が技術的、地理的、生物学的かつ経済的なあらゆる関連ある証拠を提出する権利をもつ審問の機会後に科学的基準を基準として特別な事情があるかどうかを決定する。

10 沿岸国は、委員会が、魚の一又は二以上のストックに対する沿岸国の依存を理由にして必要だと考える制限のもとで、かつその範囲で、委員会が決定した範囲かつその期間中は、当該水域において優先的漁業権をもつ。ただし、そのようなストックの開発に関する他の一又は二以上の国の利益には考慮を払わなければならない。

アメリカ・カナダ共同提案は、領海を六カイリまでとし、その外側で領海の基線から十二カイリの水域では、五年間以上実績をもつ国は今後一〇年間、従来通りの漁業を継続することを認められるが、一〇年後には漁業については領海と同じ沿岸国の排他的漁業水域とする趣旨であつた。しかし、十二カイリの漁業水域で沿岸国に漁業の規制の権能を与えることだけで、領海を六カイリに統一することは、相当数の国が隣接公海における優先的漁業権に関して発言していた事情から困難であらうと予測された。

このため、アメリカは、沿岸諸国の支持をうるため、原案にブラジル、キューバ、ウルグアイの修正案を結合させた。この修正案は、第一次海洋法会議で採択された沿岸国の特殊事情に関する決議を更に一般化し、条文化した内容となつている。隣接公海における沿岸国の優先的漁業権が認められるのは、特別な状況又は事情の存在する場合である。特別な状況又は事情は、隣接公海における公海生物資源に対して沿岸国が著しく経済的に依存するとき、かつ総漁獲量が限定されているときである。特別な状況又は事情があるかどうかは、漁業及び公海の生物資源の保存に関する条約の第九条の特別委員会が決定することが予定されている。修正案における沿岸国の優先的漁業権は、資源保存条約第七条第二項の科学的条件を緩和して、経済的依存性という社会的・経済的条件と総漁獲量の限定されているという科学的条件のもとで認められることになつている。隣接公海における沿岸国の優先的漁業権の具体的内容は、特別委員会が決定することになつている。従つて排他的漁業水域の外側の隣接公海において、沿岸国は、その漁業資源に経済的に依存し、かつ総漁獲量の限定されて

いる条件のもとで一般的に優先的漁業権を主張することができるとを意図していた。このような場合を、修正案は、特別な状況又は事情と呼ぶことによつて、このような状態にある漁場はなお特殊なものとして扱つていた。⁽⁹⁾

一票差の否決という事実は、その後一〇年の間に、領海プラス漁業水域十二カイリという国際実行を次第に育成する結果になつた⁽¹⁰⁾。漁業水域に関する二国間条約や多数国間条約が成立し、また一方的に漁業水域を設定する国も多くなつた。伝統的に領海三カイリを採用してきたフランス、イギリス、アメリカも十二カイリの漁業水域を設定した。実績国の一定猶予期間の操業保証という過渡的経過措置も、若干の実行のうちに次第に解消する傾向を示している。しかし十二カイリの漁業水域は、海洋法会議で期待されたほど、一般的な支持において育成されていたわけではなかつた。海洋法会議において領海十二カイリを主張したソヴェト初め若干の国々は、自からの要求を妥協のために縮減することはなかつた。第二次海洋法会議以後、新たに独立した国々で、領海について公式な態度を明らかにした国はほとんどすべては、領海を十二カイリとして採用した。

別表(一一四頁)にみられるように、一九七一年一月現在、領海三カイリを主張する国は二三か国、領海四カイリを主張する国は三か国、領海六カイリを主張する国は一〇か国、領海一〇カイリを主張する国は二か国、領海十二カイリを主張する国は四五か国となつており、十二カイリをこえた領海、漁業水域、漁業保存水域を主張する国も漸次増加する傾向を示している。カメルーンは、領海一八カイリ、ガボン、領海二五カイリ、ナイジェリア、コンゴ(ブラザヴィル)は、領海三〇カイリ、ギニアは、領海一三〇カイリ、エタアドル、ウルグアイ、アルゼンティン、パナマ、ブラジル、エル・サルヴァドル、シエラ・レオネは、領海二〇〇カイリを主張している。未確認情報として、ガンビアが領海を五〇カイリ、アイスランドが漁業水域五〇カイリ、セネガルが領海九〇カイリ、フランスが領海一二カイリに、それぞれ拡大する意図があるといわれている。第二次海洋法会議以後、領海の幅の問題は、正に混迷状態におかれており、海洋資源に対する認識とともに、

後進諸国は海洋の管轄範囲を拡大する傾向を強めている。

- (1) UN Report of the International Law Commission covering the work of its Eighth Session, 1956. Year Book of the International Law Commission, 1956, vol. II, p. 253.
- (2) 第一次海洋法会議の領海の幅については、横田喜三郎「海の国際法・上巻・昭和三四年 二八頁—八七頁参照」。
- (3) 高林秀雄「海洋法の軍事的側面・ジュリスノ・一九六六・一・一〇号 八七頁—九一頁」より詳しくは、その会議のアメリカ代表ディーンの論文、Dean, A.H., The Geneva Conference on the Law of the Sea: What was accomplished, American Journal of International Law, vol. 52 (1958) p. 610-612. The Second Geneva Conference on the Law of the Sea: the Fight for Freedom of the Sea, American Journal of International Law, vol. 54 (1960) p. 751-789, 参照。
- (4) 接続水域の制度については、横田喜三郎「海の国際法・上巻・昭和三四年 二四二頁—二五三頁参照」また、小田 滋氏の英文論文「Oda, S., The Concept of the Contiguous Zone, The International and Comparative Law Quarterly, vol. XI, 1962, p. 132 et seq. 参照」。
- (5) 漁業資源保存条約における、沿岸国の優先的漁業権については、小田 滋「海の国際法・下巻・増訂版・昭和三四年 八〇頁以下参照」。
- (6) 決議の英文は、国際法外交雑誌第五八巻第一・二号にも収録されている。
- (7) 第二次海洋法会議における審議経過については、小田 滋「第二次国際連合海洋法会議について 国際法外交雑誌第六一巻第一・二合併号 三二頁以下又は海の資源と国際法Ⅰ所収・昭和四六年 二四九頁以下参照」。
- (8) 本文は、カナダ・アメリカ提案(A/CONF. 19/L. 11)とブラジル・キューバ・ウルグアイ修正提案(A/CONF. 19/L. 12)を合体した内容である。ただし便宜上、条約日付や項数は訂正した。Second United Nations Conference on the Law of the Sea, Summary Records of Plenary Meetings and of Meetings of the Committee of the Whole, 1960, p. 173.
- (9) 沿岸漁業において、沿岸国がどのような優先的地位を認められるかについては、はじめには、漁業規制への沿岸国の参加権ないし一方的保存措置を採用する権利などが考えられてきた。沿岸国漁業を積極的に保護しようとする提案は、アイスランド決議案から、ブラジル・キューバ・ウルグアイの修正案に発展し、更に一九六八年のICNAFの会議におけるアメリカ提案「沿岸国への漁獲割り当てへの示唆」と動いていることに注目する必要がある。
- (10) 漁業水域については、小田 滋「十二マイル漁業水域・海の資源と国際法Ⅰ所収、昭和四六年 三二七頁以下、拙稿「漁業水域の法的概念について」法学研究・第四三巻三号 六九頁—九二頁など参照」。

三 領海十二カイリへの統一化の試み

領海の幅についての各国の主張が全く統一されていない現状において、一方において領海を十二カイリまでで統一化しよ

う領海の幅に関する最近の動向について

うとする国際的な動きがあり、他方において領海を十二カイリで統一することに反対し、より広い領海又は海洋管轄の正当性を主張しようとする国際的な動きがある。

領海を十二カイリで統一しようとする国際的な動きは、主としてアメリカが中心となつて推進されている。前の海洋法会議において西欧陣営とソヴェト陣営は、領海の幅をめぐる激しい対立を示していた。ソヴェトの原子力潜水艦の作戦行動を牽制するため、アメリカは領海をなるべく狭く決定し、同時にアメリカ海空軍の行動範囲を広く確保しようとして、譲歩可能な限度を六カイリとして提案した。その後一〇年の間に、主として偵察用人工衛星と原子力潜水艦の増強更には探知技術の進歩は、米ソの海洋戦略を等質化し、安全保障に結びついた領海の幅の問題についての対立は、ある条件のもとで解消されるとアメリカは判断したようである。一九六九年一〇月ジュネーヴの軍縮委員会に、アメリカとソヴェトは共同して、海底に核兵器その他の大量破壊兵器を設置することを禁止する条約草案を提出し、禁止範囲を領海及び接続水域に関する条約に言及された十二カイリ以遠とすると規定している。この規定は、安全保障上の理由から、アメリカとソヴェトは領海を十二カイリとする布石と考えてよいであろう。

一九七〇年二月一八日に、アメリカ国務省の法律顧問であるステイブンソン氏は、フィラデルフィアの法律家の集まりの席で、「国際法と海洋」と題する講演を行なつて、領海を十二カイリで統一しようとするアメリカの努力を説明した。

・・・海洋への国家の主張がますます拡大するという脅威を取り除くために領海の幅について国際合意をうるものが急務であることは容易に理解されるであろう。最近二年間に合衆国は領海の幅について新たに広い合意をうるための試みを行なうことの望ましさにつき多数の国と相談してきたが、昨年はさらに頻繁にこれらの討議を行なつた。

領海の幅を十二カイリに固定することにつき多くの支持がえられたようである。しかし、領海を十二カイリに拡張すると三カイリとの間にある公海部分を有する多くの重要な国際海峡が沿岸国の領海の中に含まれることにならう。このことは、船舶はこれらの海峡を無害通航によつてのみ通航できるということの意味し、さらに、海峡のうち領海部分の上空を航空機が無害通航する確立された権利はない。

多くの国々の見解によれば、このことは満足すべき事態ではない。大多数の国は、十二カイリの領海を承認する場合にはこの問題の解決を要することに同意している。

領海の幅によつて直接影響をうけるもう一つの問題は公海漁業の実施である。多くの国は、かかる漁業を単に保存することが彼等の利益を適切に保護するとは信じていない。長足化した公海漁船はどこにでも移動でき、資源を著しく枯渇させ、他の漁場に移動して行く。このことは、そのような漁業にその生計を依存している沿岸国または地域の経済的な安定を脅かしうるものである。

われわれは、これらの経済的圧力が一方的な管轄権の主張を助長するようになるのに大いに与つてきたと考えるものであり、従つて多くの国はこれらの問題を領海の幅に関する取極めと関連させて扱うべきであると主張するであらう。

われわれが相談した結果、われわれは領海を十二カイリに限定して、国際海峡およびその上空を移動する自由を与え、ならびに沿岸国に対して公海における慎重に規定した優先的漁業権を与える新しい国際協定を締結する時期にあると信じている。⁽¹⁾

この講演は、アメリカが領海を十二カイリにおいて国際的な統一をはかるための努力が、非公式に関係諸国との間で行なわれてきたことを明らかにしたという意味で重要である。国連総会の場において、アメリカは、来るべき海洋法会議の最優先議題として、領海の幅の問題を考へてきた。ステイブソン講演にみられるように、アメリカは領海を十二カイリとする場合の二つの条件を検討していた。その一つは海峡の通航・上空飛行の問題であり、他の一つは隣接公海における沿岸国の優先的漁業権の問題であつた。アメリカ政府の慎重に検討された、これら二つの条件は、一九七一年八月に拡大海底平和利用委員会・第二小委員会に提出された条約案に、法文の形で示されるに至つた。

(1) ステイブソン演説の全文は、International Legal Materials, vol. IX, Nr. 2, p. 434-p. 440 参照。なお一九七〇年五月から六月にかけての合衆国の海洋政策については、ibid., vol. IX, Nr. 4, p. 806-p. 837 参照。

四 領海の幅、海峡及び漁業に関するアメリカの条約案(一九七一年)について

アメリカの提出した条約案は、全文三条から成立し、第一条・領海の幅、第二条・海峡、第三条・漁業を規定している。

まず、領海の幅について、各国は、領海及び接続水域に関する条約の規定の定めるところに従つて、最大限十二カイリまでにその領海を設定する権利をもつ、と規定している。領海の幅が、十二カイリ未満の場合には、領海の基線から測つて十二カイリまでに、漁業水域を設定することができ、漁業水域において、沿岸国は、その領海においてもつと同じ権利を漁業に關して行使することができる。

この提案によれば、領海十二カイリか、領海プラス漁業水域十二カイリか、そのいずれかを各国の選択にまかせることとされている。十二カイリへの領海の拡大又は漁業水域の設定において、その海域において実績をもつ漁業国の操業継続や操業猶予期間の条件はない。十二カイリの漁業水域の制度が、領海十二カイリへの過渡的制度和理解されてきたかぎりにおいて、実績国の操業継続の条件はやがて解消されるであろうと考えられてきた。もとより、この提案は、領海十二カイリ又は十二カイリの漁業水域において、特定国間の取極めによつて、沿岸国の漁業管轄権の下で漁業国が操業することを禁止する趣旨を含んでゐるわけではない。⁽¹⁾

次に、海峡について、条約案は次のような趣旨の規定を設けている。国際海峡において、通航中のすべての船舶及び航空機は、海峡とその上空の通航の目的については、公海においてもつと同じ航行と上空の飛行の自由をもつ。沿岸国は、海峡とその上空の通航・飛行のための回廊を指定することができる。海峡において、従来その通行のために特定の航行水路が慣習的に使用されてきたところでは、沿岸国の指定する回廊にこのような航行水路を含んでいなければならない。

この海峡に関する提案は、アメリカが第一次海洋法会議以来問題としてきた海峡の通航を自由通航という形で解決しようとしたものである。第一次海洋法会議において、アメリカは、領海が十二カイリに拡大される場合に、アメリカと世界の各地に散在する友好同盟国を結び、またアメリカが保有していない戦略物資を運ぶ航路に横たわつてゐる幅二四カイリをこえない国際海峡の通航が確保されなければならないと考えていた。領海が国際的に十二カイリに拡大されるとき、新たに領海

化される国際海峡は、世界で一〇〇か所以上に及ぶといわれている。このような海峡では、領海が十二カイリで合意された場合にも、従前どおりの艦船の通航が確保され、またその上空の航空機の飛行も確保されることが、アメリカやその他の海軍国・海運国にとって必要と考えられてきた。⁽²⁾ 国際海峡の中の公海の回廊という発想は、単に領海における無害通航の確保以上に自由通航のために考案されたものである。海洋諸国の、海峡においては公海におけると同じ自由な航行・飛行の要請と沿岸諸国の、海峡においては領海における船舶の無害通航だけの要請との間において、海洋国に自由航行帯における通航の自由・飛行の自由を与え、沿岸国に自由航行帯としての回廊の指定権を与えて、利害の調整を試みている。しかし、この問題は、領海十二カイリで統一された場合でも、必ずしも単純に解決される訳ではない。領海十二カイリを比較的早くから採用してきた国の海峡においては、海峡についての特別な条約がないかぎり、海峡沿岸国として船舶の無害通航を許してきたにすぎないであろう。この種の海峡に、新たに自由航行帯を設置して、自由な通航と飛行に開放するということは、その実現が極めて困難であろう。この提案が、単に既存の通航・飛行権の保障以上に、領海となる国際海峡のすべてに適用されることを意図したとすれば、国際海峡の通航に関する制度をめぐって、アメリカ、ソヴェトの海洋戦略の対立が再び表面化し、その調整のための努力がなお続けられなければならない余地を残している。

更に、条約案の第三条は、漁業について規定している。領海の幅を十二カイリにおいて統一する一つの条件は、十二カイリをこえて領海又は海洋主権を拡大する国々の要求を、沿岸国のために慎重に準備された優先的漁業権を与えることによつて、抑制できるか否かである。領海又は漁業水域に隣接する公海の水域の漁業について、沿岸国にどのような内容の優先的漁業権を与えるかの議論は、従来一般的には公海漁業資源の保存との関連において考えられてきた。しかし、第一次海洋法会議における「沿岸漁業の特殊事情に関する決議」あるいは第二次海洋法会議におけるブラジル・キューバ・ウルグアイの修正案の「特別な状況又は事情の存在する場合」の沿岸国の優先的漁業権の提案は、資源の保存よりはむしろ沿岸漁業国の

特別な経済的・社会的問題との関連で考案されていた。アメリカの条約案は、二度の海洋法会議における右の勧告決議又は修正案よりも、国際的に管理された許容漁獲量という観念を導入することによつて、より積極的に沿岸国の優先的漁業権を認めようとしている。

条約案は、第一に、公海の漁業資源は、国際漁業機関によつて管理・規制され、国際漁業機関の規制は、規制魚種の漁獲に関してすべての船に適用されるしくみになつている(第一項)。もとより沿岸国を含む利害関係国が、このような機関が設置できないか、設置する必要がない場合は別である(第三項)。

第二に、国際漁業機関においては、公海の漁業資源の保存と衡平な配分を確保するため適用されるべき原則が用意され、適用されることになつている(第二項)。とくに沿岸国の隣接公海における漁業の優先権について重要な意味をもつているのは、次の諸号に示された原則である。

まず、国際漁業機関が、最大持続的生産量を維持又は回復させるため、許容漁獲量を決定する(第二項A号)。

そして、沿岸国に隣接した公海のいずれの水域における魚種についても、その許容漁獲量のうち当該国によつて漁獲可能な割合が、毎年当該国に配分される(第二項C号)⁽³⁾。

とくに、さけ・ます・のような遡河性魚種については、その許容漁獲量のうち、内水面に当該魚種が産卵する国によつて漁獲可能な割合が、毎年当該国に配分される(第二項D号)⁽⁴⁾。

各魚種の許容漁獲量のうち、他の国の漁業者によつて伝統的に漁獲されている割合は、沿岸国には割り当てられない。

(第二項E号・1)。複数の沿岸国が、漁獲量の割当てをうける資格をもつ場合に、割当て可能な総量は、衡平に配分される(第二項E号・3)。

沿岸国を含むすべての国は、割当てされていない許容漁獲量の部分を公海上で漁獲することができる(第二項F号)。

条約案第三条第二項に規定された国際漁業機関による公海漁業の規制において、沿岸国は、特別な優先的漁業権を認められている。特別な優先的漁業権の具体的内容は、許容漁獲量のうち沿岸国によつて漁獲可能な割合が配分されるということである。漁獲可能な割合は、単に従来行なわれてきた漁業による漁獲量が沿岸国に確保されることだけを保障しているわけではない。条約案にいわれている沿岸国の概念は、従来その沿岸漁業の零細性によつて特別な経済的考慮を必要とされてきた後進沿岸漁業国だけでなく、より広い概念としてとらえられている。条約案は、魚種別規制という原則を立て、隣接公海の範囲を特定していない。高度に回游性の海洋性魚種・たとえばまぐろ資源については、関係国間の協定又は協議による規制⁽⁵⁾を考え、迴河性魚種については、河川国への配分を確保する考え方を示唆している。

条約案は、遠洋漁業国への考慮として、遠洋漁業国が伝統的に漁獲している割合は、沿岸国に割り当てないこと、沿岸国及び河川国に割り当てられていない許容漁獲量の部分は、沿岸国を含むすべての国が漁獲できることである。このことは、許容漁獲量のうち、ある比率以上のものが沿岸国のために確保され、遠洋漁業国は残余比率の部分について、沿岸国とともに漁業⁽⁶⁾できることを意味している。

アメリカの条約案の漁業に関する規定は、その他、第四項に漁業規制の実施、第七項に紛争の解決を規定している。領海を十二カイリで統一するための条件として、隣接公海における沿岸国の漁業優先権を認める必要は否定できない事実である。国際漁業の実状が、許容漁獲量を前提として漁獲量の衡平な配分を原則とする段階に至っているか否かについては、より深く実態を分析しなければならないが、自由競争を軸とした公海漁業自由の原則は、その妥当する分野を許容漁獲量のうち沿岸国に割り当てられない分野に限定されてきている。その分野は、海洋法会議以後一〇余年の間に漸次狭められ、その傾向は今後一層強まるであろうと予測されている⁽⁷⁾。魚種別許容漁獲量の沿岸国への割り当てという発想が、後進沿岸諸国の漁業管轄権の拡大を抑制する機能をもつことは確かであろう。しかし、許容漁獲量の決定とその沿岸国の配分率によつては、

後進沿岸諸国は容易にその管轄権を縮小するとは考えられない。海洋の場に対する管轄権の拡大をさげようとして発想された魚種別許容漁獲割当てが、漁業資源の分布が明らかにされている限度で、沿岸国への配分率の多寡に逆比例して、管轄権の縮小・拡大の問題に関係をもつように思われてならない。

かくしてアメリカの条約案は、領海を十二カイリで統一するため、海峡の条件で安全保障上の対立点の調整、漁業の条件で後進沿岸国と遠洋漁業国の双方からの要請を調整する必要がなおあるように思われる。

(1) 後述の沿岸国に割り当てられる漁獲可能量という表現が、専ら沿岸国の漁船に限られるという解釈がとられれば、問題は異なつてくるであらう。

(2) 一〇九頁参照。

(3) この提案で特徴的なことは、従来は、小型漁船によるなどの条件で隣接公海の範囲がある程度限定されるものと理解されてきたが、この提案ではこのような限定がない。この提案の発想は、一九六八年のICNAF(北西大西洋漁業委員会)会議におけるアメリカの提案と類似している。

その提案は、次の通りである。

総漁獲割当量又は予測持続的漁獲量の八〇%のみを国別割当として配分し、残りの二〇%は各締約国に開放しておく、これにより国別割当のないICNAFの国々が完全に締出される事態を避けるとともに、第三国及び発展途上国の問題について考慮する余地を与える。

国別配分の際に、次の原則にもとづいて沿岸国に特別の優先権が与えられる。

a 沿岸国の漁獲能力の増大の可能性を考慮し、その増大に応じて沿岸国の割当を増大する。二〇%は国別配分外となつていたので、この増大に対して制限する必要はないと思われる。

b 総漁獲許容量の削減が必要となつた場合には、沿岸国、遠洋国双方の割当量を減少させるべきである。ただし沿岸漁船の移動性の欠如を勘案して沿岸国の漁獲量の減少率は遠洋国よりも小さなものとする、と。

一九六八年の段階では、アメリカは、移動できない漁船をもつ沿岸国及び経済上漁業への依存度の高い沿岸国についての特別規定として、沿岸国の優先的漁業権の問題を考えていた。

(4) この提案の趣旨は、遡河性魚種とくにさけ・ます等に関して、河川国はふ化場などに経済投資を行なつているか水力発電所又は工場の建設を抑止している場合があり、これらの国々はこれらの投資にみあう量の割り当て配分を要求している点から考案されたものであるといわれている。

(5) 高度に回游性の海洋性魚種を、とくに別個の規制のもとにおこうとしたのは、これらの魚種は沿岸水域と直接関係をもちたないと考えられたためであらう。

(6) このような動きのなかに、海洋法の例外規則から一般原則への転化を認識しておく必要がある。その現象を単に立法論の傾向とだけ判断することは

できないように思われる。

五 結びにかえて

領海の幅に関する最近の動向と題して、以上論じてきたところから明らかなように、多数の国が領海の幅を十二カイリとして主張している事実から、単純に領海が十二カイリで国際的に統一されるであろうと予測してはならない。第一次・第二次海洋法会議において、六カイリでの領海の幅の統一化をはばんだ要素は、領海十二カイリ国の強硬な立場であつたし、加えて領海外の漁業資源に対する後進沿岸国への経済的配慮を欠いたことであつた。

ジュネーブ会議以後、沿岸漁業の特殊事情に関する決議やブラジル・キューバ・ウルグアイの修正案の趣旨が、隣接公海漁業の場において十分に生かされてきたとは思われない。数すくない先進漁業国は、依然として公海漁業の自由の原則を楯に、沿岸国の隣接公海で漁業を続け、後進沿岸国の漁業を脅かした。このような感覚が、国際的に普及している現実をわれわれは素直にうけとらなければならない。

幅三カイリをこえ十二カイリまでの領海の主張を、国際法に違反すると推定できるという意味での領海三カイリの原則は、もはやその妥当性を失つた。十二カイリの領海又は漁業水域に隣接する公海水域において、沿岸国と遠洋漁業国の自由競争という意味での漁業の自由の原則は、沿岸国の漁業に関して特別な事情のある場合には、もはや適用することはできないであらう。アメリカの領海条約案は、この段階を更に進めて、一般的に国際漁業機関による許容漁獲量の決定と沿岸国への配分の割り合いを確保することによつて、沿岸国の優先的漁業権の内容を具体化した。

この動向は、漁業資源に関する法認識における一つの転換を示している。その転換は、「海の漁業資源の無尽蔵性から限られた資源へ」の認識である。魚は、確かに生物体として自然的再生産を続ける資源である。魚の自然的再生産を確保するた

めに、将来のために保存が必要であり、最大持続的生産量を維持しなければならない。許容総漁獲量の限定されている魚種は、従来、例外的な魚種に限られていたと認識されてきた。アメリカの条約案は、これを一般化し原則化することを示唆している。アメリカの多くの学者は、許容漁獲量のうち、沿岸国によつて漁獲可能な割合が、沿岸国に配分されること、このような形で沿岸国に優先的漁業権を与えることが、領海を十二カイリで統一することに役立つだけでなく、国際漁業資源の衡平な配分の原則に合致する⁽¹⁾と考えている。

一九七〇年八月、アメリカは、国の管轄権の限界をこえる国際海底区域とその資源に関する条約案を、国連の委員会に提出している。この条約案の説明において、海底に対する国の管轄権の限界は、領海十二カイリか、水深二〇〇メートルのいわゆる大陸棚の限界で限定することを示唆している。アメリカのこの提案の直後、ラテン・アメリカ二〇か国は、リマにおいて会議を開き、賛成十四反対三棄権三⁽²⁾で、海洋法に関するリマ宣言を採択した。その宣言は、沿岸国の経済の最大限の発展及び国民の生活水準を向上させるため、沿岸隣接水域及びその海底及びその地下並びに大陸棚およびその地下における天然資源を開発し保存する固有の権利や、地理的、地質的、生物学的性質および資源の合理的利用を考慮し、合理的な判断にもとづいて海洋に関する主権又は管轄権の範囲を設定する権利、などを確認している。ラテン・アメリカ諸国のすべてが二〇〇カイリの領海又は海洋主権を宣言しているわけではないが、二〇〇カイリの海の天然資源の沿岸国のための配分を要求する国々が、領海十二カイリ、隣接公海の優先的漁業配分権、そして海底区域条約案に示された制度で、納得するかどうかはかなり疑問がある。第二次海洋法会議で、沿岸国のより限られた優先権の提案国であつた、ブラジル、ウルグアイの両国が、今や二〇〇カイリ領海を国内制度として採用している事実を無視することはできない。地理的・地質的現実から生ずる海の天然資源の分布の不平等と先進国と後進国の経済的不平等のなかにおいて、海の天然資源ないしそれからえられる利益をどのようにに衡平に配分する⁽³⁾かが、今後の海洋法の基本問題となるように思われる。領海の幅の国際的統一化の間

題は、海の天然資源の衡平な配分の考慮なくして解決されることはないであろう。

- (1) Oxman, B. H., *The World Outlook for the International Law of the Sea* (一九七一年二月十九日のアメリカの海洋技術協会における講演) p. 9—p. 13.
- (2) リマ会議の参加国は、アルゼンチン、バルバドス、ボリビア、ブラジル、コロンビア、チリ、ドミニカ、エクワドル、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラの二〇か国であり、宣言は、賛成一四・反対三(ボリビア、パラグアイ、ヴェネズエラ)・棄権三(バルバドス、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ)で採択された。この会議には、オブザーバーとして、カナダ、韓国、アイスランド、アラブ連合、セネガルが参加している。ラテン・アメリカの海洋管轄に関する地域的な結集は、次第にアジア・アフリカの後進諸国のうちに支持されつつあるといわれている。
- (3) Stevenson, J. R., *The Search for Equity on the Seabeds* (一九七一年二月九日のニューデリーにおける講演) 参照。

〔参考資料〕

米国が一九七一年七月三〇日付国連に提出した領海の幅員、海峡及び漁業に関する条約案(仮訳)

(Draft Articles on the Breadth of the Territorial Sea, Straits, and Fisheries Submitted by the United States)

第 一 条

- 1 各国は、条約案第二条に従うことを条件として、領海及び接続水域に関する、一九五八年のジュネーブ条約の規定により測定して、一二海里をこえない範囲で、その領域の幅員を設定する権利を有する。
- 2 ある国の領海の幅員が一二海里未満の場合には、かかる国は、その領海に接続して漁業水域を設定することができる。ただし、領海と漁業水域を合計した幅員が一二海里をこえてはならない。かかる国は、この水域内において、漁業に関してその国の領海内において有すると同一の権利を行使することができる。

第 二 条

- 1 公海の一部と公海の他の一部もしくは外国の領海との間の国際航行に使用される海峡においては、通航中のすべての船舶および航空領海の幅に関する最近の動向について

機は、かかる海峡およびその上空の通航の目的に関し、それらが公海において有すると同じ航行および上空飛行の自由を有する。沿岸国はすべての船舶および航空機の海峡およびその上空通航のための回廊を指定することができる。船舶の通行に特定の航行水路が慣習的に使用されている海峡の場合にあつては、船舶に関する限り、回廊はかかる水路を含むものでなければならぬ。

2 本条の規定は、特に特定の海峡に関し、すでに効力を有する条約もしくは、その他の国際取決めに影さようを与えるものではない。

第三條

1 公海の漁業およびその他の生物資源は、この目的のためすでに設立され、または今後設立されるべき適当な国際漁業機関（地域漁業機関を含む）によつて規制されるものとし、かかる機関には、沿岸国およびその国民もしくは漁船が、ある規制魚種を開発し、あるいは開発を希望する他のいかなる国も無差別に参加する平等の権利を有する。その国民もしくは漁船が、規制魚種を開発するいかなる国もかかる機関に協力することを拒むことはできない。本条の第二項に規定される原則にもとづく、かかる機関の規制は、漁船の国籍にかかわらず、規制魚種を漁獲するすべての漁船に適用されるものとする。

2 公海の漁業およびその他の生物資源の保存と衡平な配分を確保するため、つぎの原則が、第一項に規定した諸機関によつて適用されるものとする。

A 形式上も事実上もいかなる漁業者に対しても差別的でない保存措置を採択するものとする。この目的のために、利用可能な最善の証拠にもとづいて、最大持続的生産量を維持するか、または、関係のある環境要因および経済的要因を考慮に入れ実施可能な限り速やかに最大持続生産量を回復する水準に許容漁獲量を決定するものとする。

B 科学的情報、漁獲量および漁獲努力量の統計ならびに関連する資料は、定期的に提供され、交換されるものとする。

C 沿岸国に隣接した公海のいずれの水域における魚種についても、その許容漁獲量のうち当該国によつて漁獲可能な割合が毎年当該国に配分されるものとする。この号の規定は、付表Aに特掲された高度に回游性の海洋性魚種には、適用されない。

D 遡河性魚種についてはその許容漁獲量のうち、その内水面に当該魚種が産卵する国によつて漁獲可能な割合が毎年当該国に配分されるものとする。

E 上記CおよびDに関し、

(1) (各々の魚種の許容漁獲量のうち他の国の漁業者により伝統的に漁獲されている割合は、沿岸国には割り当てられないものとする)

る。この規定は、この条約が当該沿岸国に関し、有効になつて後に生じた他の諸国によるいかなる新規漁業もしくは既存漁業の拡大にも適用しない。⁽²⁾

(2) 沿岸国に対する割当ては、形式上もしくは事実上、他の諸国の漁業者間を差別するような方法で実施されてはならない。

(3) 二以上の沿岸国が漁獲量の割当てを受ける資格を有する場合には、割当て可能な総量は、本条の原則に従つて、衡平に配分されるものとする。

F 沿岸国を含むすべての国は、本条により、割当てされていない許容漁獲量の部分を公海上で漁獲することができる。

3 第一項の規定は、沿岸国を含む直接関係国が、さしあたりその項によつて、国際機関もしくは地域機関を設置することができないか、あるいは設置する必要がないと認める場合には適用されない。その場合、

A 付表Aに規定される、高度に回游性の海洋性魚種の場合には、かかる魚種は、資源の保存および漁獲に関係ある諸国間の、協定あるいは協議により規制されるものとする。

B その他のいかなる魚種についても沿岸国は、つぎの条件により、第二項の原則を実施することができる。

(1) 沿岸国が、第一項により第二項の原則を適用する国際もしくは地域漁業機関の第一項に基づく設置に関する沿岸国の提案を、影きようを受けるすべての国に提出済みであること。

(2) 影きようを受ける他の諸国との交渉が四ヶ月以内に機関の設置に関し、または、当該漁業問題に関して、とるべき措置に関する協定を生み出すことに失敗していること。

(3) 沿岸国が、その措置ならびにその行動のための理由を支持する利用可能な資料を影きようを受けるすべての国に提出済みであること。

沿岸国が実施する規制は、その沿岸に隣接した公海のいかなる水域においても、また、その沿岸国の内水面において産卵する遡河性魚類資源に関しては、その回游する全域にわたり適用することができる。

4 本条により採用された漁業規制の施行は、つぎにより実施されるものとする。

A 各国は、その国の国民および漁船による本条により採択された漁業規制に対する違反を違法行為とすべきこと。

B 適切な漁業機関もしくはその機関によつて権限を与えられた、いかなる国の公務員も規制対象魚種を漁獲するいずれの漁船に対しても本条により採択された漁業規制を施行することができる。本条に基づく機関が設置されていない場合には、沿岸国の正当に権限

領海の幅に関する最近の動向について

をもつ公務員が、これらの規制を同様に施行することができる。この号に基づく措置は漁船の臨検と拿捕に限定されるものとし、漁業活動および海洋環境中におけるその他の活動に対する障害を最小限にするような方法で行なわれなければならない。

C 拿捕された漁船は、正当に権限をもつ旗国の官吏に、速かに引き渡さなければならぬ。違反船の旗国のみが、本条により採択された漁業規制の違反に関し、訴訟を行ないもしくは罰金を賦課する管轄権を有するものとする。かかる国は六カ月の期間内に取締りを行なつた機関および国に対し、事件の処分について通告する責任を有する。

5 本条に規定する国際機関または地域機関は、とくに下記の諸事項を推進すべきである。

A 国連、その専門機関および海洋環境に関する他の国際機関との協力。

B 公海の漁業およびその他の生物資源に関する科学的調査。

C 発展途上国における沿岸および遠洋漁業の開発。

6 公海の生物資源の開発は、海洋環境における他の活動に対し適当な配慮をして実施されなければならない。

7 本条に関し、国家間で起こりうるいかなる紛争も、当事国が国連憲章第三三条に規定された紛争の平和的解決により別の解決を求め、ことに同意しない限り、いずれかの当事国の要請により、五人の委員からなる特別委員会に付託されるものとする。この委員会は、下記の規定によつて運営されるものとする。

A 特別委員会の委員は、この条の規定に従つて解決の要請があつた時から二カ月以内に、紛争当事国間の合意により指名されるものとし、そのうちの一名が委員長に指名されるものとする。合意に達しない場合には、委員は、いずれかの当事国の要請により、国際連合事務総長がその後の二カ月の期間内に、紛争当事国並びに国際司法裁判所長及び国際連合食糧農業機構事務局長と協議の上、紛争当事国以外の国民であつて、解決すべき紛争の性質に従つて、漁業に関する法律上、行政上、又は科学上の諸問題を専門とする十分な資格を有するものの中から指名されるものとする。最初の任命の後に生ずる空席は、最初の選任について定める方法と同様の方法で補充されるものとする。

B これらの条項に基づく手続の当事国は、自国の国民の一人を特別委員会に対して指名する権利を有するものとし、この者は、特別委員会の委員と同等の立場でこの手続に完全に参加する権利を有するが、投票権又は委員会の決定の作成に参加する権利を有しないものとする。

C 特別委員会はその手続のいずれの当事国に対しても当該問題について聴取を受け、及び陳述する十分な機会を保證する委員会自体

の手続を決定するものとする。同委員会は、また、費用の紛争当事国間における分担方法を、この問題について当事国が合意に達しない場合に決定するものとする。

D 特別委員会は、その決定が行なわれるまでの間紛争の対象となつてゐる措置を適用してはならないと決定することができる。

E 特別委員会は、その設立の時から五カ月の期間内に当事国を拘束する決定を行なうものとする。ただし、必要な場合にこの期限を二カ月をこえない期間延長することを決定する場合は、この限りでない。

F 特別委員会は、その決定を行なうに際し、本条ならびに本条を実施する紛争当事国のいずれの合意にも従うものとする。

G 特別委員会の決定は、多数決によるものとする。

8 本条の諸規定は、特定の漁業に関して特に既に有効な条約又は他の国際取決めに影きょうしないものとする。

註 (1) 附表Aは添付されていない。

(2) 伝統的漁業に関する適切な条項は、沿岸国と遠洋漁業諸国との相互間で交渉により取り決められるべきであるというのが、米合衆国政府の見解である。

(3) 附表Aは添付されていない。

あとがき 本稿執筆に當つて、外務省条約局法規課、水産庁海洋一課、大日本水産会及び在日米国大使館の関係各位から諸々の素材が提供されたことに対して謝意を表す。